

自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方へ

医師の診断書等を提出することが困難な場合には
お持ちの自立支援医療受給者証（精神通院）の
有効期限が1年間延長されます。

※新型コロナウイルス感染症対策のための臨時的な取扱いです。

1 対象者 次の①②を満たす方

- ① 現在、**自立支援医療受給者証（精神通院）**をお持ちの方
- ② 自立支援医療受給者証（精神通院）の有効期間の終了日が
令和2年3月1日～令和3年2月28日までの方

2 下記の点にご留意ください

- ① お持ちの受給者証の**有効期限の終了日**が、**1年間に限り延長**されます。更新手続きは不要です。
例）有効期間：令和元年6月1日から令和2年5月30日
→令和元年6月1日から**令和3年5月30日**
- ② 受給者証の再発行は行いません。有効期間の終了日が読み替えになりますので、お持ちの受給者証をそのままご利用いただけます。
- ③ すでに更新の申請をされた方は、従来どおり新しい受給者証が交付されます。
- ④ **記載事項の変更手続きは、従来どおり必要です。**
(氏名、住所、所得区分、医療機関の変更など)